

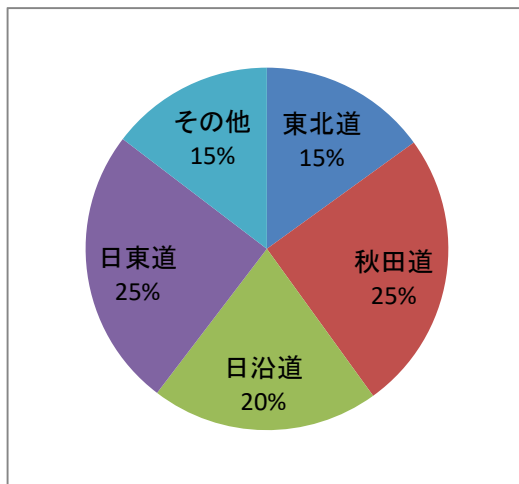
# 速度取締り指針

## 秋田県高速道路交通警察隊の速度取締り重点

重点路線	重点区間	規制速度
東北横断自動車道釜石秋田線(秋田道)	岩手県境～秋田北IC	70又は80km/h
東北縦貫自動車道弘前線(東北道)	青森県境～岩手県境	80km/h

☆ 重点路線・区間以外であっても取締りを行います。

## 令和2年中の管内主要4路線における交通事故状況



▽ 発生路線別では、東北道が74件15%、秋田道が123件25%、日沿道が100件20%、日東道が123件25%と主要4路線で420件85%となっています。

▽ 東北道は交通量が多く、全線2車線で見通しの悪い山間部を縦断しているため、速度超過による交通事故が懸念されることから、秋田道とともに速度取締りの重点路線としています。

## 令和3年中の管内の交通事故状況(6月末現在)

- 高速隊管内では、前年より63件多い298件(人身事故6件、物件事故292件)の交通事故が発生しています。  
死亡事故は2件発生し、前年に比べ2件増加しました。
- 事故の原因は、前方不注視が最も多く、前年(1年間)においても前方不注視が原因の事故が最も多く発生しました。

## 高速道路を安全に走行するために

- 携帯電話の使用はサービスエリア、パーキングエリアをお願いします。
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用をお願いします。
- 前車との安全な車間距離を保たずに追従進行すると「車間距離不保持違反」となります。
- 片側2車線で追越しが終わった後も追越車線を走行し続けると「通行帯違反」となります。
- パンクやエンジントラブル等が発生し停止せざるを得なくなった時は、車内にとどまらず、速やかに車内から出て安全な場所に避難してください。